

◇外国の地方公共団体の機関等に派遣される大阪市水道局企業職員の処遇等に関する規程の一部を改正する規程

- 1 外国の地方公共団体の機関等に派遣される企業職員の給与の算定方法を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規程は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部職員課)